

主な義務内容	過料
第一種施設の管理者	
・禁煙エリアに喫煙専用器具及び設備（灰皿・スモークテーブル等）を利用可能な状態で設置しない義務	50万円以下の過料
・禁煙エリアで喫煙している者（喫煙しようとする者）に対し、喫煙の中止又は禁煙エリアからの退出を求める義務	—
第二種施設の管理者	
・禁煙エリアに喫煙専用器具及び設備（灰皿・スモークテーブル等）を利用可能な状態で設置しない義務	50万円以下の過料
・禁煙エリアで喫煙している者（喫煙しようとする者）に対し、喫煙の中止又は当該喫煙禁止場所からの退出を求める義務	—
・喫煙室の構造及び設備を「たばこの煙の流出を防止するための技術的基準」へ適合するよう維持する義務	50万円以下の過料
・喫煙場所内への20歳未満の者（従業員を含む）の立入りを防止する義務	—
・喫煙室の出入口及び施設の主たる出入口において喫煙場所を示す標識を掲示する義務	50万円以下の過料
第二種施設に喫煙可能室を設置する場合に追加される義務	
<p>・経営会社の資本金の額又は出資の総額に係る資料（個人経営の場合は不要）及び客席部分の床面積に係る資料を施設へ備え付ける義務</p> <p>※「資本金の額又は出資の総額に係る資料」とは、資本金の額や出資の総額が記載された登記、貸借対照表、決算書、企業パンフレット等を指します。</p> <p>※「床面積に係る資料」とは店舗図面等を指します。</p>	20万円以下の過料
・ホームページや看板等の媒体において、営業について広告又は宣伝をする際に喫煙可能室が設置されている旨を明示する義務	
・喫煙可能室設置施設の名称・所在地等を都道府県知事等に届け出る義務	